

じかたしよ 地方書にみる近世の村落類型観

米 家 泰 作

【要約】 村落を農村・山村・漁村に分類する視点は近代の所産であるが、これに似た村落類型観が近世にも存在していた。それは「里方」・「山方」・「浦方（浜方）」・「野方」その他の村落類型から成るもので、主として一八世紀以降の幕府の地方役人による地方書、およびその影響下にある地方書に見ることができる。その背景には、「里方」以外の諸類型に対して、農業以外の収入を貢租額査定に積極的に考慮しようとする判断が働いていた。しかも地方書における「山方」は、一方では山稼が奨励され、他方では「耕作第一」でないことが否定的に言及されており、百姓の生業を農業と稼に区分しようとする近世の価値観の狭間に立たされていた。そこには、石高制を前提とした農業中心主義的な立場から、支配下の諸村を俯瞰する地方役人の視線を窺うことができる。

史 林 八三卷六号 二〇〇〇年十一月

一 は じ め に

農村・山村・漁村。一括して「農山漁村」とも言われる村落の三類型は、行政や教育において馴染み深い語句であるが、このように村落を三つに分類する視点は、いつどのように成立したのだろうか。筆者はこれまで歴史地理学の立場から日本の山村をテーマとしてきたが、先稿^①において、研究の前提である「山村」概念^②自体が歴史的に形成されたものではないか、という疑問を抱いた。これに部分的に答えてくれるのが、大正・昭和初期の農林省において「農山漁村（農漁山村）」が行政用語として一般化した経緯を跡づけた関戸明子の研究である。^③ 関戸はさらに、「山村」の語が中世後期に詩語とし

て用いられていたことにも触れ、漢詩における「山村」のイメージが明治期に継承されたとも推測した。ここから、「^④山漁村」の直接の起源が近代の農林省にあること、そして村落類型に関わる語彙が中世後期にまで遡ることが分かるが、村落を類型化する視点が近代に突如成立したのか、それとも類似の視点が近代以前にすでに成立していたのかという問題が残る。

そこで本稿は、村落を類型化する視点がどのように成立したのか、とりわけ「山村」に相当する村落類型がどのように位置づけられてきたのかという問題意識から、近世の村落類型観を探ることにしたい。近世に着目する理由としては、①中世後期の詩語「山村」は直ちに村落類型に結びつくとは言えず、また「農村」の語が近世初頭の『日葡辞書』などに見えないことから、村落の三類型が中世末期にすでに確立していたとは考えにくいこと、②中世山村の史料において「山村」に該当する語句が見えないのに対して、近世山村の村方史料には山地に位置する村であることを自己主張する文言が散見されること、③林業・薪炭生産、そして漁業の興隆が、山村と農村、漁村と農村のコントラストを強めたであろうこと、④^⑦山漁村を石高制によって包摂する幕藩体制が確立した結果、支配領域下の村落を俯瞰的に分類する必要が生じた可能性があった、といったことが挙げられる。

特に最後の④点目は、本稿の問題意識にとつて重要な点である。村落を類型化するという視点は、単なる語彙や用語の問題ではなく、国土空間もしくは支配領域の認識と把握のしかたに強く関わっており、特定の政治経済的立場と不可分にあると考えられる。このような見方に対して、例えば「^⑧山漁村」は生業形態に即した客観的な分類であって、そこに価値判断が入り込む余地は無いという意見もあろう。しかし、「^⑧山漁村」という概念は、世界のどこにでも普遍的に存在しているわけではなく、超歴史的に成立していたわけでもない。「^⑧山漁村」であれ、別の形の村落類型であれ、それを前提とすること自体が一つの立場であり、歴史的に形成された村落像であることを、本稿では問題としたい。

- ① 拙稿「前近代日本の山村をめぐる三つの視角とその再検討」人文地理四九一六、一九九七、二二一四頁。
- ② 従来の「山村」概念の諸定義とその問題性については、a 藤田佳久「日本の山村」地人書房、一九八一、一三三頁（第二章）。b 田畑久夫「山村研究ノート——人文地理学からのアプローチ——」日本文化史研究二一、一九八九、一四六頁。c 白水智「文献史学と山村研究」日本史学集録一九、一九九六、一一八頁。大きく分けて「山村」概念の定義は、(一)自治体を「山村」と認定する基準を人口動態や林野率などから設定する立場と、(二)山地に適応した生業体系や山村独自の文化をもつ村落を「山村」として規定する立場に分かれる。(一)は一般に「山村」と呼ばれる地域を承認する形で基準を数値化する立場であり、定義の根拠が必ずしも明確ではない。(二)は民俗学や文化地理学の立場であるが、循環論法的な定義となるのが弱点である。いずれにしても、「山村」が「農村」や「漁村」とともに村落の分類法として社会的に受容されている状況そのものを問題として組み込んだ定義にはなっていない。
- ③ 関戸明子「村落社会の空間構成と地域変容」大明堂、二〇〇〇、一七五―二八頁（第二部第一章）。
- ④ 近世初頭の「日葡辞書」は「農村」の語を収録していないものの、Sanson（山村）と Guison（漁村）の語を記載しており、この二語は遅くとも室町中期には存在が確認される。a 土井忠生・森田武・長南実編訳「邦訳日葡辞書」岩波書店、一九八〇、三〇二・五五六頁。b 室町時代語辞典編修委員会編「時代別国語大辞典室町時代編」二二三省堂、一九八九、五九六頁。c 同編「同」三同、一九九四、二〇一頁。
- ⑤ 前掲④a。室町時代語辞典編修委員会編「時代別国語大辞典室町時代編」四「三省堂、二〇〇〇、においても、「農夫」・「農人」・「農民」の語は掲載されているが、「農村」は立項されていない。
- ⑥ ここでは、近江国葛川・土佐国大忍荘といった山地に成立した所領の史料を念頭に置いている。
- ⑦ 例えば大石慎三郎はある通史のなかで、「農村と対応する山村・漁村の成立もまた近世社会の特徴であった」と述べている。井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編「日本歴史大系普及版一〇 幕藩体制の展開と動揺」上 山川出版社、一九九六、一一三頁。また、その端的な素描例として、都市・農村・山村・海村という四つの「経済セクター」を提示する、内田星美「鎖国が生んだ資源自給のシステム」（川勝平太編『鎖国』を開く）同文館、二〇〇〇）一六九―一七九頁、を挙げておく。
- ⑧ 歴史的にも空間的にも普遍的な村落類型というものはあり得ないはずであるが、従来の「山村」概念の諸定義においてはその点が十分注意されてきたとは言いがたい。そのなかで竹内啓一が、「山村」という概念が、世界のどこでも普遍的に存在するわけではない、「山村を厳密に定義しようとするれば、国ごとに、場合によっては、地域ごとに異なった基準を設定しなければならない」と述べているのが、筆者にとって示唆的であった。竹内啓一「イタリアにおける山村問題」山村研究年報四、一九八三、二頁。

二 史料と方法

1 史料の選択について

近世の村落類型観を直接問題とした先行研究は、管見の限り見あたらない。その理由としては、近世の幕藩体制においては、村落類型の構築や分類作業が政治史の表舞台で議論されたり、あるいは争点となることがほとんどなく、そのために近世史家の関心を引くに至らなかったことが推測される。少なくとも翻刻された幕府法令を通覧した限りでは、村落類型の構築を法的に意図した動きを認めることは困難であり、村落類型によつて村の処遇が明確に切り替わるような制度が幕府にあったとは考えにくい。^②しかし、「農山漁村」に配置できそうな「里方」・「山方」・「浦方」といった村落類型的な語彙を、諸法令の中に見いだすことはできる。次のいわゆる「慶安の御触書」からの抜粋は、その典型例である。

一、山方は山のかせき、浦方は浦々のかせき、夫々にこゝろを付、毎日ゆたなく、身をしますかせき可申事。風雨又は煩、隙入候事もこれあるへき間、かせきにてもふけ候もの、むさとかひ候はぬやうに仕るべき事。

一、山方・浦方には人居も多く、不慮なるかせきも在之、山方にては新材木を出し、か柑類を売買し、浦かたにては、塩を焼、魚をとり、商売仕るに付、いつもかせきは、これあるへきと存し、以来の分別もなく、儲候物をも当座当座にむさとかひ候ゆゑ、き、んの年などは、里かたの百姓より一入迷惑仕り、餓死するものも多く在之と相聞え候間、き、んの年の苦勞つねつね不可忘事。^③

村落を類型化して対比する見方が近世期の領主側に存在していたこと、そしてそれが百姓に対しても表明される機会があったことが、右の文例から窺える。おそらく近世の村落類型観とは、法的な制度として定義されたものでなく、にもかかわらず右のように語彙としてはしばしば用いられるもので、その意味では決して特殊な観念ではなかったことが予想される。

そのような観念にアプローチするには、どのような史料を糸口とすればよいだろうか。序章で触れたように村落を類型

化する視点が国土空間もしくは支配領域の認識と把握に関わっているとすれば、近世において村落類型観を日常的に強く意識していたのは、支配領域下の数多くの村落の実態を把握し、俯瞰的に諸村を比較することができるといえる。地方行政の現場ではなかったかと思われる。そこで本稿は、地方役人の執務内容をマニュアル化した地方書を手がかりとして、そこに表れた地方役人の村落像を議論の切り口としたい。地方書は、実務的な内容に終始しがちなことと史料批判上の問題のために、必ずしも上質の史料とはみなされてこなかった。しかし近年勝矢倫生が具体的に示したように、法令の形では明示されにくい地方役人の農政観を探るには、地方書は法令以上に適した史料である。むしろそこに表れた農政観とは、行政の上層部が抱いていた高度に政治的な農政観ではなく、また百姓の側が抱いていた農政観でもなく、行政の末端部に位置する地方役人が経験的に得た農政観であるが、本稿のように行政の現場における村落像を探ろうとするに際しては、かえって相応しい史料である。とりわけ地方書には、傾斜の方位・日照・用水の状態、あるいは遊民の多少に着目して、村落の立地条件や繁栄の程度を評価すべきことが説かれることが多く、村落行政を担当する地方役人にとって、支配下の諸村をどのように評価し、類型的に把握していくべきかという問題が、実務上の関心事となっていた。そこには、法令には見いだされにくい領主側の村落像もしくは村落観を見ることができよう。

本稿は右の理由から地方書を主たる史料とするため、議論が領主側とりわけ地方役人の視点に限定されることになる。それに対して、領主側でなく村落側の村方文書から村落類型観にアプローチしうる可能性もあるはずである。これに関して比較的参考になる事例として、一八世紀前半の上野国山中領の村々が、「山稼の村」であることを自己主張しつつ幕府の御林設定に対抗した事例を、佐藤孝之が議論しているのが注目される。筆者もまた、一八世紀の幕府領の山村が諸役免除を訴える際に、山地農業の条件の劣悪さを訴えた例を扱ったことがある。このように、村側に不利益をもたらす事件に際して、自村の生業上の特徴を述べたケースは決して珍しくないと思われ、その意味で、例えば近世の山村が「山村」ならではの生業や立地条件の特色を意識するような状況があったと考えられる。しかし幾つかの近世山村の村方文書を検討

した筆者の経験では、より広い地域のなかで他の村落類型と比較しつつ、自らの村を一つの類型として位置づけるような視点は、村方文書には意外に見いだしにくいのではないかと思われる。というのも、村落類型によって村の処遇が明確に切り替わるような法的な制度が存在しない限り、ある村が村落類型でいえば何に該当するか、例えば「農村」に当たるのか「山村」に当たるのかといった事柄が、村落側で強く意識されていたとは考えにくいのである。結局のところ、村落を類型化する視点は、類型化の対象となる村の側ではなく、諸村を比較する立場にある地方行政の現場において、より強く存在していたのではないだろうか。

2 地方書の活用について

そこで本稿では地方書^⑧を主たる史料とするが、その活用には史料批判上の注意点が多い。表1に示したように、かつて瀧本誠一と小野武夫が翻刻した地方書は約六〇点に達し、^⑨その後も少数ながら地方書は翻刻されているが、「地方書自体を対象にしてその特色や推移を考察しようとする研究は乏しい」^⑩。例外的に、古島敏雄による言及、永井義登による近世初期地方書の検討、朴花珍による『地方凡例録』をめぐる地方書相互の影響関係の整理、そして荒川秀俊の示唆的なコメント^⑪がある。

今、右四者の示した諸点、ならびに表1に掲げた約七〇点の地方書を通読した筆者が気づいた史料批判上の問題点を整理すれば、(一) 地方書が書籍のジャンルとして確立するのは一八世紀初頭であり、それ以前の地方書は概して短く、しかも農書と未分離な性格を帯びていた。ただし一七世紀の地方書の紹介と検討は、決して進んでいるとはいえない。(二) 一八世紀以降の地方書は、①既存地方書の流用と再編集を特色とする。特に一八世紀後期以降、汎用的で没個性的な知識体系の構築が追求され、集大成的な大部の地方書が登場したが、必ずしも内容は深化したわけではなかった。②そのため諸藩や民間学者など幕府関係者以外の手になる地方書であっても、特定の所領でのみ通用する内容を意図するのでなく、

表1 翻刻された地方書の概要

年記	書名	編著者	村落類型的語彙（村柄に関わる語彙）	典拠
元和九（一六三三）改 元和頃か 天保一〇（一八三九）写	①地方古実録 ②地方古法実録 ③古今地方実録	▲桑名藩主松平定綱	（※上郷下郷之品々） （※上郷下郷之訳）	注① 注② 注③ 注④ 注⑤ 注⑥ 注⑦ 注⑧ 注⑨ 注⑩ 注⑪ 注⑫ 注⑬ 注⑭ 注⑮ 注⑯ 注⑰ 注⑱ 注⑲ 注⑳ 注㉑ 注㉒ 注㉓ 注㉔ 注㉕ 注㉖ 注㉗ 注㉘ 注㉙ 注㉚ 注㉛ 注㉜ 注㉝ 注㉞ 注㉟ 注㊱ 注㊲ 注㊳ 注㊴ 注㊵ 注㊶ 注㊷ 注㊸ 注㊹ 注㊺ 注㊻ 注㊼ 注㊽ 注㊾ 注㊿
慶安二（一六四九）	牧民後判（一）	▲桑名藩主松平定綱	（※村々浦々上中下） （※村々浦々上中下） （※村々浦々上中下） （※村々善悪） （※村の上中下・上郷下郷之分） 里方・山辺・海辺（村柄）	地3 地4 地5 地6 地7 地8 地9 地10 地11 地12 地13 地14 地15 地16 地17 地18 地19 地20 地21 地22 地23 地24 地25 地26 地27 地28 地29 地30 地31 地32 地33 地34 地35 地36 地37 地38 地39 地40 地41 地42 地43 地44 地45 地46 地47 地48 地49 地50 地51 地52 地53 地54 地55 地56 地57 地58 地59 地60 地61 地62 地63 地64 地65 地66 地67 地68 地69 地70 地71 地72 地73 地74 地75 地76 地77 地78 地79 地80 地81 地82 地83 地84 地85 地86 地87 地88 地89 地90 地91 地92 地93 地94 地95 地96 地97 地98 地99 地100
寛文八（一六六八）刊 元禄四（一六九一）写 享保七（一七二二）序 成立年不詳	①地方聞書 ②地教用節集 ③地方袖中録 ④四民格致重宝記 ⑤伊奈家地方伝記	小林寛利 ■神尾包嵩（3）	（※村々浦々上中下） （※村々浦々上中下） （※村々善悪） （※村の上中下・上郷下郷之分） 里方・山辺・海辺（村柄）	農6 地6 地7 地8 地9 地10 地11 地12 地13 地14 地15 地16 地17 地18 地19 地20 地21 地22 地23 地24 地25 地26 地27 地28 地29 地30 地31 地32 地33 地34 地35 地36 地37 地38 地39 地40 地41 地42 地43 地44 地45 地46 地47 地48 地49 地50 地51 地52 地53 地54 地55 地56 地57 地58 地59 地60 地61 地62 地63 地64 地65 地66 地67 地68 地69 地70 地71 地72 地73 地74 地75 地76 地77 地78 地79 地80 地81 地82 地83 地84 地85 地86 地87 地88 地89 地90 地91 地92 地93 地94 地95 地96 地97 地98 地99 地100
天和二（一六八二）	田法記	▲松江藩岸崎佐久治	里方・山辺・海辺（村柄）	地6
元禄元（一六八八）写	隣民撫育法	西山太郎兵衛	里方・山辺・海辺（村柄）	地6
元禄二（一六八九）（5）	地方竹馬集	■平岡直之（6）	（村方之盛衰） 里方・野方・山方・山中	地2 地5 地6 地7 地8 地9 地10 地11 地12 地13 地14 地15 地16 地17 地18 地19 地20 地21 地22 地23 地24 地25 地26 地27 地28 地29 地30 地31 地32 地33 地34 地35 地36 地37 地38 地39 地40 地41 地42 地43 地44 地45 地46 地47 地48 地49 地50 地51 地52 地53 地54 地55 地56 地57 地58 地59 地60 地61 地62 地63 地64 地65 地66 地67 地68 地69 地70 地71 地72 地73 地74 地75 地76 地77 地78 地79 地80 地81 地82 地83 地84 地85 地86 地87 地88 地89 地90 地91 地92 地93 地94 地95 地96 地97 地98 地99 地100
元禄三（一六九〇）	若林農書	若林宗氏・若林利朝	里方・野方・山方・山中	地5
元禄八（一六九五）	地方一様記	葛間勘一	里方・野方・山方・山中	地5
元禄年間	地方の聞書（才蔵記）	○紀州藩庄屋大畑才蔵	里方・野方・山方・山中・海辺	（7）
享保六（一七二一）	民間省要（国家要伝）	○川崎宿名主田中休愚 （のち幕府代官）	里方・野方・山方・山中・海辺	（8）
享保七（一七二二）	地方問答書	■代官小宮山昌世	野方・山中・川辺・海辺	地8
享保七（一七二二）序	農諺數	伊勢亀山鹿峰田理	野方・山中・川辺・海辺	地5
享保一〇（一七二五）刊	勸農固本録	▲篠山藩万尾時春著 ■代官小宮山昌世序	（村之盛衰・※村々浦々上中下）	大4
享保一一（一七二六）	正界録	■長谷川六兵衛著、辻源 五左衛門・同六郎左衛門 考定	（村之盛衰・※村々浦々上中下）	地8
享保一六（一七三二）序	正享問答	○三輪執斎		大11

享保一八(一七三三)	芸州政基	▲広島藩主浅野宗恒写		(9)
享保頃か	讃亭筆記	■代官小宮山昌世		大13
元文元(一七三六)刊	農家貫行	■代官養豊昌	里方・山方	叢5
寛保元(一七四一)写	①地方要集録 (地方各問書) ②江六郎左衛門上書	■勘定吟味役辻守参	里方・山方・山中・浜方・浦方・海辺 (村柄・村方之様子)	農叢6 11
寛保二(一七四三)	尾張地方根居	▲(尾張藩)		地8
(著者は一七五二年没)	県令須知	■谷本教	里方・野方・山方・浜方・海辺・川辺・市井・往還筋	叢8
宝暦三(一七五三)序	地方国本録	▲川越藩太田英任	里方・山方(所々の盛衰)	叢6
宝暦九(一七五九)	地理細論集(地方細論集・地理根元記)	真壁用秀	(村方盛衰)	叢14
宝暦三三(一七六三)刊	地方落穂集	武陽隠士泰路10)	里方・野方・山方・山中・浜方 (村柄・村柄の盛衰・※上郷下郷の分)	叢9
宝暦・明和頃か	地方大意抄	■地方役人の子息(11)	山方・里方(村立之様子・村方之善悪)	地7
宝暦・明和頃か	税歛括要	山本新五左衛門因親	(村之位)	大21
明和頃か	田法雑話	▲(筑前国)	浦方	地1
明和・安永頃か	農政纂要	▲水戸藩彰考館大場景明		大14
安永以降	御代官極秘	■(出羽国幕府領)		代官
安永以降	雑当用控記	■(磐城国幕府領)		代官
天明以降	閑伝叢書		里方・山方	叢10
寛政元年(一七八九)	地方根元記	○算学者木村荆雲		叢14
寛政六(一七九四)跋	地方凡例録	▲高崎藩郡奉行大石久敬	里方・野方・山方・山中・浜方・浦方・海辺 (村柄・村柄の善悪・※上郷下郷の分)	叢31 (12)
寛政九(一七九七)写	伝法記	▲松江藩石倉思敬写	里方・野方・山方(村柄見立・村柄善悪)	地8

寛政一〇（一七九八）写	地方問答記	▲同右	（村柄・村之善悪）	地 8
文化以降	続地方落穂集			叢 10
文政四（一八二二）	本朝地方春秋	○神道学者三木壘平		叢 20
文政二（一八一九）識	農政座右	▲水戸藩小宮山昌秀		叢 20
文政二（一八一九）	秘話独断	▲広島藩南涯主人		地 6
天保三（一八三二）	農政本論	○佐藤信淵	里方・山方・浜方 （村方盛衰・村の盛衰・村立善悪）	（13）
天保七（一八三六）刊	算法地方指南	○算学者長谷川寛閑、村恒光編	里方・山方・浜方 （村方上下・村柄）	（14）
天保八（一八三七）刊	算法地方大成	田義一編	里方・山方・浦方・浜方・町場	（15）
天保九（一八三八）序	田園地方紀原 （分田備考）	○儒学者朝川善庵著、秋田義一序		叢 21
天保一〇（一八三九）写	芸備郡要集	▲（広島藩）	奥筋・浦辺・島方（村立善悪）	（16）
天保一一（一八四〇）頃	経済問答秘録 （十一、十六卷田賦考）	○肥前有田正司考祺	山村	叢 22
天保以降	地方落穂集追加			叢 9
天保一三（一八四二）序	増補田園類説	■代官小宮山昌世原著 ■谷本教・▲大石久敬・ ■代官山内蕨正増補	里方・山方・浜方・浦方・海辺・町場 （村柄）	叢 8
天保の写か	地利要方		里村・山方・海辺	地 1
天保以降	座右秘鑑	▲（大垣藩）	里方・山方・山中（村立）	地 7
弘化三（一八四六）写	鄙事要録	青木興利著	野方・山方・山中・山村	農 2
慶応四（一八六八）跋	郡典私志	▲小倉藩中村平左衛門	（村柄）	農 6
幕末	滄浪夜話	○尾張の儒医湯子文	農村・山林の民・海浜の民	叢 32
落穂椒拾集		▲石見国青木魯石		地 8

成立年不詳

勤要集	■(幕府領)	里方・山方	代官
地方御取扱演説書	(三河国か)		地5
地方心得留	■(幕府領)		地4
地方支配	稲葉正信	(村柄・村柄盛衰・※村々浦々上中下)	地4
親民須知		里方・山方・海辺・町場(村方の様子)	大14
督農要略		里方・山方・浦方	地3
撫育教導伝	▲薩摩藩永山盛富		地6
松山領代官執務要鑑	▲(松山藩)		地1
理應集	▲(加賀藩)	浜方	地7

(註)

縦の実践は半世紀」との区切りを示す。書名欄の九数字はほぼ同内容の異本を示す。編著者欄の■は幕府関係者・▲は諸藩が関わった地方書を示し、○は民間から作成された地方書を示す。典拠欄の叢・統・大・地・農・代官は、本文注⑨a「日本経済叢書」・b「続日本経済叢書」・c「日本経済大典」・d「近世地方経済史料」・e「日本農民史料叢粹」、および村上直校訂「江戸幕府郡代官史料集」近藤出版社、一九八一、を指す。なお本表の作成にあたっては、本文注⑩の諸論考、本文三章注⑥西沢淳男「幕府陣屋と代官支配」、および竹内理三・滝沢武雄編「新装版史籍解題辞典 下巻近世編」東京堂出版、一九九九、を適宜参照した。(1)天明三年(一七八三)に関戸昌雄が和訳を挿入した「牧民後判国字解」が翻刻されている。(2)所三男「寛文版『地方聞書』に就て」社会経済史学九二・一九三九・七三・一九六頁。(3)著者は延宝期の幕府代官神尾忠儀の孫に当たる。なお林大学頭信言による宝暦三年(一七五三)の序を持つ。(4)大蔵省編「日本財政経済史料」一〇、財政経済学会、一九三三、一〇三五・一〇七六頁。(5)翻刻された宝暦二年(一七六二)の写本は元禄本とはほとんど差異がないとされる。(6)著者は甲府郡代平岡和由の後裔とも推測されている。(7)山田龍雄・飯沼二郎・岡光男編「日本農書全集」二八、農山漁村文化協会、三・一九五頁。(8)村上直校訂「新訂民間省要」有隣社、一九九六。(9)広島県編「広島県史近世史料編二」広島県、一九七六、七六・七九五頁。(10)十四巻は別人の追加である可能性が高い。(11)著者の父は享保一九年(一七三三)に西国御代官所に赴任しており、本書は父と兄の知識をまとめた体裁を取る。(12)慶応二年(一八六六)の大倉儀による校正本。(13)滝本誠一編「佐藤信淵家学全集」中、岩波書店、一・一九二頁。(14)「初等数学古典」所収翻刻は未見のため富山県農政課編「算法地方指南」一九六四、を用いる。(15)村上直・荒川秀俊校訂「算法地方大成」近藤出版社、一九七六。(16)廿日市町編「廿日市町史 資料編二」廿日市町、一九七五、四五・一〇三頁。

石高制を基礎とし、幕府の地方行政のやり方に準拠した知識体系の提示を意図したものが多い。③ただし一方では、藩法を基礎とし、藩独自の内容に特化した地方書や、用語解説やスケジュール管理、書類の雛形の羅列や貢租計算の練習問題など、特定の目的に内容を限定した地方書も見られた。(三) 一八世紀以降の主要な地方書はほぼ翻刻されているが、それでもなお紹介の遅れている重要な地方書がある。(四) いったん成立した地方書が同書名のままさらに改変されることがあり、底本の選定が不十分な翻刻がみられる。

しかしながら、未翻刻地方書の紹介や地方書総体の史料批判的検討は、筆者が目的とするところではない。そのため本稿では右の(一)・(三)・(四)の点に完全に応えることはできないが、幸い翻刻された地方書がかなりの量に達している。これら多数の地方書を序章で述べた問題関心から通覧すれば、村落類型観に関わる記述がどの時期から現れ、それがどのように推移するかを把握することが可能である。その際、個々の地方書のもつ文脈や編者の立場の差異が問題となるが、

(一) ①②に整理したように一八世紀以降の地方書の多くは先行地方書の影響が強く、汎用的で没個性的であるため、内容に共通するところが多い。そのため、ある一つの地方書に史料を限定してしまえば、先行の地方書から流用あるいは再編集された記述を、その時期に初めて現れた記述だと誤解する危険が生じかねない。それゆえ筆者は、できるだけ多くの地方書を比較検討することで、村落類型観に関わる記述のもつ全体的な傾向を概括すると同時に、その内容の微妙な変化を追跡するという作業を行った。

とはいえ、(二) ③に記したように、編者の立場が内容に強く影響した地方書や個性的な地方書も一方では存在する。概して、用語解説やスケジュール管理、書類の雛形の羅列や貢租計算の練習問題などに特化した地方書は、表1にも含まれているものの、内容上は村落类型的視点が全く強調されないため、本稿でもほとんど触れるところがない。それに対して編者の立場、とりわけ幕府と諸藩の違いには注意が必要である。表1中に記号で示したように、最も史料数に恵まれた地方書は、幕府関係者が編纂に関わった地方書である。加えて、一八世紀以降の地方書は、一部の藩によるものを除いて、

幕府の地方行政に準拠した内容へと収斂したものが多く、結果から言えば、村落類型観が強く表れた地方書とは、幕府関係者が関わった地方書、およびそれに準拠した地方書であり、藩独自の内容に特化した地方書には村落类型的な視点は余り見いだせなかった。幕府関係者が関わった地方書において村落类型的視点がよく見受けられるという傾向は、おそらく特定の幕府領に限定してでなく、幕府領の多くにおいて村落类型的視点が普通のものとなっていたことを窺わせていよう。そこで本稿では、主に幕府の地方役人における村落類型観のあり方を念頭におき、幕府関係者の手になる地方書の比較を中心としつつも、必要に応じて諸藩や民間の地方書との差異についても目配りすることとした。以下、次章では、地方書における村落类型的な語彙の表れ方を把握することに重点を置き、次いで四章では村落类型的な視点が必要とされた文脈もしくは背景に焦点を当ててみる。なお地方書を引用するにあたっては、表1に示した刊本の頁数を示すこととし、文意が取りやすいように筆者の判断で一部句読点を改変したことをお断りしておく。

- ① a 農林省編『日本林制史資料 江戸幕府法令』朝陽会、一九三〇。
b 高柳真三・石井良介編『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四。c 同『御触書宝暦集成』同、一九三五。d 同『御触書天明集成』同、一九三六。e 『御触書天保集成』同、一九三七。f 児玉幸多・大石慎三郎編『近世農政史料集 江戸幕府法令』吉川弘文館、一九六六。
- ② 「浦方」に関して荒居英次は、一部の藩に比較して幕府は「浦方」を消極的に位置づけており、「浦方漁村を農村と同じ範疇の郷村としてとらえ」ていたと総括している。荒居英次『近世の漁村』吉川弘文館、一九七〇、一三六―一四九頁。
- ③ 前掲①a、三三頁。「慶安御触書」の成立年代の問題については次章で言及する。
- ④ 勝矢倫生『広島藩 地方書の研究』英伝社、一九九九。
- ⑤ 論題に比較して簡単な内容であるが、地方書の村落像を整理した短報として、稲垣純「地方書における『村』についての記述——近世における農政論の展開とその特質——」歴史評論四八五・四八八、一九九〇、九二―九四頁・九五―九七頁。また前掲④勝矢倫生によれば、広島藩では時代を追うに従って地方書に記される地域認識が深化し、領内の地域差に対する関心が強まる傾向がみられた。とりわけ化政期の代官・頼杏坪は「奥郡」と「浦辺郡」における「民力」の地域格差を問題視し、貢租額の操作によってこれを是正することを主張した。頼の視点は村落類型ではなく郡単位の比較が中心であるが、地方行政において領内諸村の立地条件と繁栄の違いを敏感に意識した代官の好例として見る事ができる。
- ⑥ 佐藤孝之「山稜の村と『御免許稼山』——上州山中領を事例として——」徳川林政史研究所研究紀要昭和六二年度、一九八八、一六五―一九六頁。

⑦ 拙稿「近世大和国吉野川上流域における『由緒』と自立的な中世山村像の展開」地理学評論七・A一七、一九九八、四八―五〇四頁。この稿の検討の中心は南朝・後南朝の「由緒」であるが、村側の訴状が山地農業の条件の厳しさを主張していたことについても言及した。

⑧ 地方書の定義は明確に線引きしがたいが、本稿にとって有意義な地方書とは、地方の実務をガイドし、農政論にも言及する性格のものである。測量・普請の技術書や田制書・農書に特化したものは村落類型観に言及するところがほとんど無いため、以下「地方書」の語を用いる際には、前者の性格の地方書を念頭に置く。

⑨ a 滝本誠一編『日本経済叢書』日本経済叢書刊行会、一九四一―一七。b 同編『続日本経済叢書』大鑑閣、一九三三。c 同編『日本経済大典』史誌出版社・啓明社（八巻以降）、一九二八―三〇。d 小野武夫編『近世地方経済史料』近世地方経済史料刊行会刊、一九三一―三三。e 同編『日本農民史料集粹』巖松堂、一九四一―四四。なお『日本経済叢書』と『続日本経済叢書』所収史料は『日本経済大典』にも所収されているが、本稿では筆者の資料収集の都合から主に前者を用いた。

⑩ 長島光二「農書・地方書の世界」（村上直編『日本近世史研究事典』東京堂出版）一九八九、一〇四―一〇七頁。

三 村落類型的語彙の定着

1 村落を類型化する語彙

まず地方書における村落類型的な語彙の典型例を紹介することから始めたい。最初に引くのは、享保期前後の幕府地方役人・谷本教の『県令須知』第二章「村里」冒頭の記述である。

⑪ a 古島敏雄「古島敏雄著作集五」東京大学出版会、一九七五。本書には、『日本農学史第一巻』（一九四六）と「学者の農書と百姓の農書」（一九四七）が収録され、いずれも地方書に言及している。b 永井義登「古今地方実録」について「農経研究報告六、一九七五、一一―三三頁。c 同「地方古実録」農経研究報告九、一九七八、六三―八六頁。d 同「地方古法実録」農経研究報告一〇、一九七九、九九―一〇〇頁。e 同「慶安二年『検地仕様之覚』における土目（つちめ）――近世初期の土壤容積重分析」日本歴史三八八、一九八〇、四〇―五九頁。f 同「地方書の基礎研究（二）――系統本校合からの試み――」農村研究七一、一九九〇、五〇―六一頁。g 朴花珍「地方凡例録」の諸異本について「史学雑誌九七」一、一九八八、五三―八三頁。h 同「近世地方書の成り立ちについて――『地方凡例録』を中心に――」日本歴史四八九、一九八九、四二―五九頁。i 荒川秀俊「『地方凡例録』の著作意図」日本歴史二七六、一九六三、四七―五三頁。j 同「地方関係の術語の読み方――地方落穂集の成立――」日本歴史一八八、一九六四、五九―六三頁。k 同「谷本教の地方関係著書」日本歴史一九一、一九六四、六九―七三頁。

⑫ 翻刻された地方書を活用した好例として、神谷智「近世百姓の屋敷地について」信濃四四一九、一九九二、六七―六九三頁。

四方の土地同じからず、其俗も各異なる。国に大国・上国・下国有。村里に山方・里方・野方・浜方・市井・往還筋等の差別有。

「二五一頁」……凡べて山方・里方・浜方等の差別有。里方にて山林なく、又草野なく平地計りの村々も差別幾段も有べし。山にはなれたる所、多分は真土勝なる物なり。用水多、悪水吐口自由にて、絹・紬・麻・木綿・紙・漆・蠟・油、其外草樹又は其所の名産、男女の稼、都邑の遠近、河海の運送船着、肥しを取所の道程、牛馬の草飼、その村の品を分ち、其品の多少によりて村里の次第を定むべし。「二五三頁」

国々が異なるように村里にも「差別」がある。村落を十把一絡げに扱うのでなく、幾つかの類型に分類して把握すべきこと、またその類型ごとにさらに違いがあることを、『県令須知』は簡潔に言い切っている。その類型は、「山方」・「里方」・「野方」・「浜方」・「市井」・「往還筋」といった語彙で表現されるもので、村が立地する自然環境と都市的要素に着目した分類である。

地方書の多くは、『県令須知』のように村落の類型的把握の必要性を正面から述べることをせず、むしろそれを暗黙の前提にしつつ、様々な叙述のなかで右のような語彙を用いている。例としてもう一つ、同じ時期の幕府代官・蓑豊昌の『農家貫行』（元文元年（一七三六）刊）から、「山方」と「里方」の気風の違いを比較した一文を引く。

山がたの百姓は、草藁にて髪を束出れども、質朴にして空言なく、太古の風を不失、何となく古めかしく、さりとて殊勝に思はるゝぞかし。山方より見れば里方はみやこにて、女子のなりふりよく、召仕の男迄鬘に油を付、五三里の間にて山方とは斯も違ふもの哉。里方は一面の田場にて、何を仕附置ても、登らずといふ事なく、五穀水火の如く有中に、百姓の福有にあらざるは、里方には心にかざりありて、寄合等に出るにも、綺麗あしければ肩身すばまりて口も得不利、山方の百姓とは、心は沓に劣たり。「三

三四頁

ここでは「山方」の百姓が「里方」の百姓よりも古風を保つものとして美化されている。ちなみに「方」の字はガタと音読されていたようである。

前掲表1の「村落類型の語彙」の欄は、地方書からこのような語彙の諸例を拾ったものである（括弧内の「村柄に関わる語彙」については次章で触れる）。最も頻出する語彙は「里方」・「山方」・「浦方」・「浜方」・「海辺」であり、さらに「野方」・「山中」・「川辺」・「町場」等が用いられていたことも分かる。これらの語彙は近代以後の「農山漁村」とは幾つかの点で性格が異なる。まず地方書によつて語句にばらつきがあるように、村落を分類するための語句は幾つかあり、特定の語句が常にグループとなつていたわけではなかった。そのなかでは「山方」「里方」「浜方」「浦方」「海辺」の三者が最もよく用いられており、対句的に対照させた例も散見されることから、近代の「農山漁村」へのつながりが考えさせられるが、その他にも「野方」^①や「川辺」があり、さらに市場町・宿場町的な村落が「市井」・「往還筋」・「町場」等として区別されていた。従つて近世期の村落類型は、町場的な村を含めれば六通り以上に及び、必要に応じて語句が用いられていたことになる。

これらの語彙は、市場町・宿場町的な集落を指す語句を除けば、村落そのものを差す語彙というよりは、「山」・「野」・「浜」など村落の立地する地形環境を類型化した言葉であり、いわば地形分類をそのまま村落類型に転用したものだといえる。そのため、文脈によつては村落類型を含まない意味で用いられていたことにも注意しておく必要がある。例えば平岡直之『地方竹馬集』（元禄二年（一六八九））に、「野方并畑方又は空地之内に用水仕掛候はゞ自今以後は可成田の所有之か、兼々可見立事」、あるいは「山方に畑に可成所有るか之事、総而新田畑見立候儀は大切之儀也」（八一頁）といった用例が見える。ここでは、村落内に存在する未墾の原野・山野の意味で「野方」・「山方」が用いられており、この言葉が村落類型とは関係のない意味合いもあわせ持っていたことが分かる。また、大石久敬『地方凡例録』（寛政六年（一七九四）跋）において、「山方・浜方ハ高二不拘、至テ人数キ者也」（二〇六頁）とあると同時に、「山島ト云ハ、村居ニ離レタル山方ニ島地有之、本村下々島ヨリモ地面不宜」（九五頁）という文面があるように、同一の地方書のなかに違う用法が混在する場合もあった。その点を考慮して、表1に村落類型語彙を摘記するにあたっては、山野や原野あるいは単に海岸を示す

「山方」・「野方」・「海辺」は除外し、村落類型を含意して用いられた用例のみを抜き出している。

もともと、漢字としての「里」・「野」・「山」そして「方」の語義は多義的である。これらを組み合わせて村落を類型化する熟語として用いる場合には、その背後にはかなり広い範囲の地域を意識した視点があったと考えられる。すなわち、一つの村落の内部に含まれる「野」や「山」ではなく、少なくとも一郡一国程度の広い範囲の地形を俯瞰的に捉えて、地形の差異を「山」・「野」・「里」・「浦（浜）」に整理するとともに、それが村落の分類に有効だと見抜くことが、村落类型的語彙を使用する前提となっているのである。

2 地方書における村落类型的語彙の普及

では「里方」・「山方」・「浦方（浜方）」といった地形分類的な言葉に村落類型を含意させる用語法は、地方書においてどれほど一般的に用いられていたのだろうか。再び前掲表1「村落类型的語彙」の欄に戻れば、明確に村落を対比する形で「里方」が用いられた最初の例は、天和二年（一六八二）に松江藩の地方役人岸崎左久治が著した『田法記』であり、それ以前の近世初期の地方書には全く用例を認めることができない。ただし『田法記』では「里方」が、「山方」・「浜方」とでなく「山辺」・「海辺」と対照させられている。次いで元禄三年（一六九〇）の『若林農書』に「里方」に加えて「野方」・「山方」の語句が見えるが、地形分類的意味合いがやや強い。従って、「野方」を含めた村落類型を強く意識した最初の地方書は、田中休愚『民間省要』（享保六年（一七二二））だといつてよい。本書は厳密には地方書というべきではなく、幕府の地方行政に対する川崎宿名主（後に幕府代官となる）の提言書であるが、それだけにかえて「山方」（あるいは「山中」・「山家」）・「野方」・「里方」（あるいは「田方」）・「海辺」の風習の相違に言及する所が多い。

山家は田地すくなしといへと山かせきにて世を渡り、海辺は田地なしといへと海かせきにて世を渡ル。国々野原の田地は壱町にて、里方の田地の一反の直段もせず、しかも里方の一反ハ縄詰りなり。野方の一反ハ五反も壱町も有といへと、土あしけれハ下直

なり。〔七一頁〕……野方ハ粟喰尽してハ惣テ食物乏しき物なるにより、市廛ニ出てせうちうの粕を買求め、是を焼餅ニして食とす。田方ニ生るゝ百姓は、雑水ニしても米を喰事あれば、山方・野方ニ生れてハ、正月三ヶ日といへと米を口に入るゝ事なき所多し。粟・稗・麦など食ニ焼とても、菜・蕪・干菜・芋の菜・豆さ、けの菜、其外あらゆる草木の葉を糧として、穀物の色は見へぬはかりにして、而モ朝夕あく程の事なく、漸日の中一度宛ならては是を喰事なし。〔一〇二—一〇三頁〕……一向の山中は元より田地なけれハ常に山かせきを以て相立、是等ハ唯世の中能して米穀の下直成を喜フ。年中買て喰ふ事なれば、飢饉といへは先餓に及ふ。夫元祿の頃迄は野方・山中程人の渡世衰レ成事はなしと思ひしに、天地は三十年にして改ルといへり。頃日の事を聞に山中と里方の中間にある古田の村方、往古よりの田地にして、度々検地入て一寸の余慶もなく……。〔一四五頁〕

田中休愚の觀察眼は「渡世」の差異や食生活の詳細にも踏み込んでおり、さらに購入食糧への依存が強く、飢饉に弱い「山中」像を示し、「野方」と「山中」ほど哀れな「渡世」はないと感じていたことが吐露されている。この点は、前章で触れた「慶安御触書」の「山方」像に通じる見解である。

再度表1に戻れば、『民間省要』に続いて享保期が終わった頃から、前節で触れた幕府地方役人の手になる『農家貫行』や『県令須知』を初めとして、村落类型的語彙が地方書においてしばしば用いられていた様子が窺える。もちろんあらゆる地方書にこれらの語彙がみられるわけではなく、村落类型的視点を必要とする事柄に踏み込んでいない地方書においては当然ながら用いられていない。例えば、大坂の算学者木村荆雲の『地方根元記』（寛政元年（一七八九））のように簡便な用語集でしかないもの、村田恒光の『算法地方指南』（天保七年（一八三六）刊）のように貢租額の計算法に重点を置くもの、また幕府領に関連するものであっても『御代官極秘』・『雑当用控記』・『勤要集』のように代官所のスケジュール管理や書類の書式雛形の説明に終始するものがそうである。その点、一八世紀以降の地方書は常に内容を深化させていくとは限らず、村落類型の把握を説くことが全ての地方書に必須の内容だったとは言い切れないことに注意しておきたい。その一方、一八世紀後半以降の『地方落穂集』・『地方凡例録』・『農政本論』・『算法地方大成』・『増補田園類説』のように、特定の所

領に限定しない集大成的な内容を持ち、かつ比較的多くの読者を獲得したとされる著名な地方書が、いずれも村落類型に言及している。これは、内容が流用されていった面が強いと同時に、貢租額の査定法（次章で後述）について詳細な説明を行うほど紙数に余裕があることが関係していると思われる。

以上より、地方書における村落類型的語彙は一七世紀の終わり頃登場し、享保期を中心とする半世紀間を経て、一八世紀の中頃以降は比較的多く用いられる傾向にあったことが分かる。このことから、おおむね一八世紀以降の地方行政の現場においても、村落類型を意識することが当たり前のものとなりつつあったことが窺われるが、それがどれほど一般的であったかを裏付けるのは困難な作業である。以下ではさしあたり、幕府法令との対照および諸藩の地方書の比較から気づいた点を二つ整理して、小括としたい。

まず、地方書に表現された内容は、地方役人の現場の経験に基づいたものである以上、実際に地方役人が村落類型的な視点を意識し出したのは、地方書で言及されるよりも時期的には先行していたと考える必要がある。前章で触れたように、村落の類型化が法的に構築された性格のものでないため、その時期を特定するのは困難が予想されるが、地方書における村落類型的語彙の初見に先行する幕府法令を若干参照してみたい。表2は、幕府の鉄砲禁令^②、ならびにいわゆる諸国山川掟^③のなかから、対象となった山地地域を示す語句を見たものである。一七世紀中頃においては鉄砲禁令・諸国山川掟ともに「山中（筋）」の語が用いられたことが分かる。これに対して山地地域もしくは山村の意味が込められた「山方」の語が登場するのは、延宝四年（一六七六）の鉄砲禁令ということになる。もともと寛文六年（一六六六）・貞享元年（一六八四）の山川掟においては、「川上（川筋）左右之山方木立無之所々」として「山方」の語が見えるが、これは山野の意味と思われ、かつ焼畑に関する附則において「山中」の語が「山方」に置き換わることなくそのまま用いられている。以上から、幕府法令における村落類型的語彙の導入時期については、さしあたり一七世紀後半からと想定する以上の判断は難しい。

表2 鉄砲禁令と山川掟における「山中」と「山方」（明暦―享保年間）

明暦三年（一六五六）	山中筋 以前より鉄砲御免之所ハ格別、其外在々所々におゐて鉄砲を持へからず。……
寛文元年（一六六一）	御法度のごとく、山中之外、常々鉄砲不持来所、向後所持不仕様に可申付候。……
寛文二年（一六六二）	関東山中筋、此以前より鉄砲御免之所たりといふとも、猟師之外鉄砲所持すへからず。……
寛文六年（一六六六）	川上左右之山方木立無之所々ハ、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事。…… / 山中焼畑新規に仕間敷事。
延宝四年（一六七六）	関東八州在々ニおゐて、百姓鉄砲不可所持旨、此以前被仰付雖相触、其後御改依無之、今以致所持之由、其聞有之。……山方にて猟師無之して不叶分ハ、其所領主・御代官・住持・神主より、旨趣支配方え申断可任差図。
延宝六年（一六七八）	「信濃国山中辺相建候高札」および「遠江国・駿河国山中辺に相建候高札」が出される。
貞享元年（一六八四）	川筋左右之山方木立無之所々、土砂流出之間、従当春木苗・芝の根を植立、川え土砂不流落様ニ可仕事。…… / 山中焼畑・切畑新規に仕間敷事。
享保二年（一七二七）	関八州之内、猪・鹿・狼荒候山方ハ、自今願次第鉄砲何挺成とも可被差免間、鉄砲改え相断、可受差図候。

（註） 出典は、二章注① f 『近世農政史史料 江戸幕府法令』史料番号五六・六一・六六・七〇・九二・一〇三・二〇一、同注 b
 【御触書寛保集成】史料番号一三三・五・二五二・二五三・二五四・二七五・二七五八、および同注① a 【日本林制史資料 江戸幕府法令】五八―五九頁。

ところが、前章第一節で引いたいわゆる「慶安御触書」における「里方」・「山方」・「浦方」の用例は、仮に慶安二年（一六四九）に出されたものとすれば、村落类型的な視点が提示された最も早い例として位置づける必要がある。しかし一七世紀の他の地方書や法令の文言と比較した時、村落类型的語彙を明確に対句にして用いる「慶安御触書」の用法は他に類例がなく、年代的に突出した印象は否めない。ここでは近年進展した再検討に従い、「慶安御触書」の源流が一七世紀後半にあると考えた方が、本稿の想定とは整合的となることだけを付言しておく。^④

次に、村落を類型化する視点が、幕府領内において、また諸藩においてどれほど普及したのかという点に触れておきたい。まず諸藩の關係者が作成した地方書をみる限り（表1参照）、享保十年（一七二五）刊『勸農固本録』（丹波篠山藩）、明

和・安永頃の『農政纂要』（水戸藩、文政十二年（一八二九）識『農政座右』（同藩、文政十二年（一八二九）『秘話独断』（広島藩、年不詳『松山領代官執務要鑑』（松山藩）のように、全く村落類型的語彙を使用していない例が散見される。これに對して、山方役所や山奉行を指して「山方」の語を用いた例も幾つかある。寛保三年（一七四三）『尾張地方根居』（尾張藩、天保十年（一八三九）写『芸備郡要集』（広島藩、慶応四年（一八六八）跋『郡典私志』（小倉藩）がそうである。以上の例の多くは、藩独自の内容に特化した地方書であり、村落類型的視点到に乏しい地方書だと位置づけられる。

一方、寛政六年（一七九四）跋『地方凡例録』（高崎藩）や年不詳『撫育教導伝』（薩摩藩）は村落類型的語彙を用いているが、藩独自の内容に特化した地方書ではなく、汎用的な内容に集大成した性格をもっており、当該の藩で村落類型的な視点が一般化していたかどうかは、全く別の問題として考える必要がある。例外的に松江藩では、天和二年（一六八二）『田法記』・寛政九年（一七九七）写『伝法記』の二書に村落類型的視点が示されており、藩内の地方行政においても意識されていた可能性がある。このように諸藩によつて差異があるが、村落を類型化するような視点を持っていた藩は必ずしも多くはなかったと推測されよう。^⑤

一方、幕府の地方役人の手になる地方書を見れば、元文元年（一七三六）刊『農家貫行』、寛保元年（一七四一）写『地方要集録』、一八世紀前半の『県令須知』、宝暦・明和頃の『地方大意抄』、および天保十三年（一八四二）序『増補田園類説』において、村落類型的な語彙が用いられている。代官所のスケジュール管理や書類の書式のマニュアルに特化した幾つかの地方書や、近世初期地方書の流行から成る享保七年（一七三二）序『四民格致重宝記』を除外すれば、幕府の地方役人が著した地方書の多くでは村落類型的語彙がよく用いられており、これを特定の地方役人のみが用いた語句として無視することはできない。近世中期以降の幕府代官は、人事異動上は勘定所内の役職からの異動が多く、代官に登用されても数年おきに別の幕府領へと移動していたとされる。^⑥その点を考慮すれば、いずれの赴任地であれ弁えておくべき基礎知識として、『県令須知』が説くところの村里の「差別」を把握すべしとする考え方が、各地の代官の間である程度共有さ

れていたと想定しても決して不自然ではない。またこれに関連して、吉宗に始まる『御触書集成』において、「村方掟・浦方・山方・牧場等之部」（寛保集成）、「在町掟、并浦方・山方・島方等之部」（天保集成）の項が立てられていることも留意したい。^⑦そこに分類された法令は村落類型に強い関わりがあるように思えず、また宝暦・天明集成では項目自体が立てられていないことから、この項目をわざわざ立てた意図は不鮮明ではあるが、近世中・後期の幕府内において村落類型的な語彙が定着していた証左となる。

さて、ここまで筆者が「村落の類型化」と称してきた事柄は、単に地形分類に立脚するだけののではなく、村落の生業や生活の差異に踏み込んでこそ意味がある。次章では、村落類型的語彙の背後にどのような視線があったのかを議論していきたい。

① 「野方」については、現在の語感からは意味が取りづらいとも思われるので、『鄙事要録』（弘化三年（一八四六）写）から租税の薄い「山中」の村と「山方」「野方」を対比した件を見ておきたい。「ある村中の百姓、皆如此豊なれば、山中の深き国路の險難に苦しむ事を忘れて、地頭の恩を蒙るの由を知りて、樂所也。……是より浅き山村を山方と云べし。山口よりして野方にちかきも、山方の内なるべし。平陸の野方も、又至て山方に遠き便惡にして、土地と所により其中間の村は、上中の二品たり。……野方も至て野広所は田すくなし。故に津漆郡府に遠く便なきは下品なり。況や土味悪しく原楚のことくなるものをや。」「（四七頁）」「山中」を基準として、それよりも山が浅い「山方」、そして「平陸」に位置し、原野を含み、田の少ない「野方」が比較されている。筆者はさしあたり、「里方」が沖積平野部、「山中」と「山方」が山地部を指すとすれば、「野方」は未墾の野を含む洪積台地におおむね対応するのではないかと想定している。

② 鉄砲禁令については、塚本学『生類をめぐる政治——元禄のフォ

クロア——』平凡社、一九九三、九〇九五頁。同書によれば、正保元年（一六四四）の伊賀藤堂藩において伊賀国中の鉄砲打ちを禁じつつ「但し山中方ハ鹿猿雉子ハ是迄之通うたせ可申」とする法令が見え、また正保四年（一六四七）美濃の幕府代官の法度に「在々村中にて鉄砲射申間敷候、但し山中ハ作毛之用心打候儀は、令用捨候事」とある。いずれも「山方」の語が用いられていないことに注意したい。

③ 「諸国山川掟」については、塚本学『小さな歴史と大きな歴史』吉川弘文館、一九九三、一八六―二二三頁。

④ 山本英二『慶安御触書成立試論』日本エディタースクール出版部、一九九九。なお本書四一頁第三表、および市川雄一郎『佐久地方江戸時代の農村生活』市川雄一郎先生遺稿刊行会、一九五五、卷末付録史料二一―二六頁、によれば寛文五年（一六六五）写とされる『勸農御触書資料』（土屋本）にも「山方」・「浦方」に関わる該当の条文が含まれている。

⑤ 藩政史における「山方」のあり方について本稿は立ち入ることがで

きないが、差し当たり、三木俊秋「佐賀藩多久領における小物成方支配に関する資料」九州大学九州文化史研究所紀要八・九合併号、一九六一、三五―三八一頁。神谷智「元禄期尾張藩の山方支配と『知多郡代官』」知多半島の歴史と現在六、一九九四、三三―六八頁、を挙げておく。また「浦方」に関しては、二章注②において荒居が整理し

ているように、一部の藩によつては他の村落（「地方」）と位置づけが明確に異なる例がみられた。
⑥ 西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』岩田書院、一九九八、一一三―一四七頁（第三章）。
⑦ 二章注① b・c・d・e。

四 「村柄」と村落類型観

1 「村柄」の観察

村落を類型化するには、支配下の諸村の諸特徴を把握し、比較する作業が前提となる。さらにその前提には、『県令須知』が村里の「差別」を把握すべしと説いたように、国も地域も村落も、一つ一つが性格を異にする個性的な存在であつて、十把一絡げに扱つてはならないという、地理的・空間的差異に関する基本的な洞察がなくてはならない。では地方役人は具体的には何の把握を求められたのだろうか。地方書には、村々を廻り、あるいは見分する際に、代官であれ、手代であれ、日常的に観察し、記録し、把握すべき情報を説明した件が散見される。

村々田畑・屋敷・山林・野方・海川境目等、或は地面石盛位之善悪、例年之坪刈之升目、米并麦・大豆・雑穀迄之善悪・売買之直段、往々之厘附反取、村方之盛衰、旱損之所及所之訳、堤・川除普請所、垵杵・樋橋・水門・寛等、此外諸事之儀朝夕心に掛、大法を覚候様に仕、若御尋有之、有増之儀申上候様に可致之事。（元禄二年（一六八九）『地方竹馬集』手代に為認候別紙覚書之事、一九六頁）

右は、幕府の甲州領に関係するとされる元禄二年（一六八九）の『地方竹馬集』の文例である。手代が日常的に把握すべき農業と商品流通・金銭収入に関わる雑多な項目が挙げられている。その内容は、総じてその村の繁栄の度合いと経済的な収支、すなわち「村方之盛衰」に関心が収斂していることが分かる。では、前章の検討によれば村落類型的視点の存在

が窺われる松江藩の地方書ではどうだろうか。

村柄見立之事。北に山林有り、三方連台、日受能く、用水懸り自由にして里川近く、往来之自由或は竹薪艸自由なる村。又其次は二方も山、日受よく薪草竹木用水之便り宜き村。谷懸之様子・日受・用水・牛馬・人足之出入自由を考、或は其村田畑之外徳用有之儀も考、分別して村柄善悪可知事。（寛政九年（一七九七）写『伝法記』九五頁）

ここでも似た項目が挙げられた上で、「村柄善悪」を分別せよと結ばれている。もう一つ、一九世紀の民間学者によつて作られた集大成的地方書から例を見たい。

廻村するには……、兼て手帳を拵置て、作方の様子、旱損場・水損場、山方・里方、古来検地の甲乙、土地の広狭、村立善悪の事までを委細に此を記すべし。（天保三年（一八三二）『農政本論』一四五―六頁）

ここでは、その村が「山方」か「里方」かといったことや、「村立善悪」について手帳にメモしておくことが推奨されている。右に見た「村方之盛衰」・「村柄善悪」・「村立善悪」というキーワードは、他にも「村々善悪」・「村方上下」といった様々な言い方としても見受けられるもので、自然と経済の両面に関するその村の立地環境と、総合的に判定される経済力、そして担税能力が含意された言葉だと受け取つてよいだろう。その中には、村落の位置する場所がどのように地形分類されるか、金銭収入の手段となる自然の資源が存在しているかどうか、といった点も含まれてくるはずである。

前掲表1の「村落類型的語彙」の欄では、各地方書で「村柄」およびそれに類する語が用いられているかどうかを括弧内に示している。地方書における「村柄」の初見は、「里方」の初見と同じく松江藩の『田法記』（天和二年（一六八二））である。その後は、「村柄」の語に限定すれば享保期の代官・勘定吟味役を勤めた辻守参の『地方要集録』（寛保元年（一七四一）写）以降、また「村方之盛衰」といった「村柄」以外の語であれば『地方竹馬集』（元禄二年（一六八九））以降、幕府関係者の手になる地方書を含めて散見される。

近世農政史研究においては、この「村柄」の語は、個々の村落に対する諸情報の把握として位置づけられるというよりは、

一八世紀以降、とりわけ享保改革期の増徴策の文脈で言及されてきた^①。それは端的に言えば、固定された村高と年々の豊凶から貢租額を算出するのではなく、その村相応の、「村柄」に見合った貢租額を定免として算定しようとする動きである。ではその変化のなかで、「山方」か「里方」といった村落類型を意識的に把握する視点が生じてきたのだろうか。本稿の関心はその点にある。

2 「村柄」の視点と村落類型

そこで次に、貢租額算定の基礎となる検地に直接関わる説明のなかで、「村柄」がどのように位置づけられているかを見てみたい。まず「村柄」の初見となる松江藩の『田法記』（天和二年（一六八二）の「検地村柄見立之事」においては、

上の在所と云は、北山を受、東西南三方連台にして用水有之、日受よく町里近く、浦や舟手の薪竹木自由成所といふ。〔四六二頁〕
という記述に続いて、「中の在所」・「下之在所」、さらに「里方之上在所」・「里方之中之在所」・「里方の下之在所」の特徴が記されており、山野の利便、交通の利便、市場への遠近などから村落を上中下の「村柄」に分類する目安が述べられている。幕府関係者による地方書においても、前節で見た元禄二年（一六八九）の『地方竹馬集』が検地における石盛算定に際して、「村々稼にて金銀米錢を作り出候分」〔一〇三頁〕その他を記録してその村の経済状況を判断することを勧めているのが目に付く。このような検地において村の経済的状况を考慮すべきとする見解は一八世紀にも継承され、とりわけ幕府勘定吟味役・辻守参の『地方要集録』は、米穀の收穫量を基準としていた古検地に対して、再検地においては「山方・里方・海辺・町場」といった「村方之様子」ならびに商品作物を勘案して石盛を決定すべきだとする。

田畑ニ初而高盛を附候時ハ、坪刈粃之積を以て考極候得共、再検候而ハ村方之様子ニ寄山方・里方・海辺・町場、其外之田畑作候米穀之外、徳用有之物作り候場所等品々之考を以て、坪刈粃之積之外ニ石盛高く附候勘弁有之候。（寛保元年（一七四一）写

『地方要集録』五八〇頁）

ここに見られる村落類型的視点を強調した指針は、後に『増補田園類説』（三六頁）と『督農要略』（五四一頁）にそのまま流用されており、ほかにも類似的の説明を載せた地方書が散見される。

このように検地に際して「村柄」に着目する視点の前身としては、土壤に加えて灌漑、交通・運輸条件を勘案して村落に上中下のランクを付し、ランクごとの斗代に格差を与えた太閤検地の「村位別石盛」^②が思い当たる。というのも、「村柄」の初見となる『田法記』が、右に示したように「在所」を上中下にランク付ける記述を示しているからである。また、前章冒頭において、一八世紀前半の幕府地方役人・谷本教の『県令須知』第二章「村里」から、「凡べて山方・里方・浜方等の差別有」「二五三頁」とする件を引用したが、この箇所直前には、「世に言伝ふる所の大概なり」として、「上の村里」・「中の村」・「下作の村」・「下々」の村の日当たりや土壤の特色を説明する記述が挟まれている「一五二―一五三頁」。すなわち、「凡べて山方・里方・浜方等の差別有」という指摘は、このような村落のランク付けが世に言われていることを前提とした上で、さらに村落類型的視点を導入しようとしたものであった。

ちなみに、村落のランク付けに関わる記述は比較的早い時期の地方書に見いだされ（前掲表1「村落類型的語彙」の欄の※印参照）、『地方古実録』（元和九年（一六三三）改）における「諸国上郷下郷之品々知ル次第」の項や、『地方聞書』（寛文八年（一六六八）刊）の「村々浦々上中下を見分專一也」といった記述が目につく。前者の『地方古実録』は簡略ながら、村々の「品」を見るに際して運輸の便と土壤に言及している。後者の『地方聞書』は何を以て上中下を判断するのか明言していないが、直前の「地村見分」の項では、地形や栽培作物の種類、祭りの賑わいなど、地方役人が観察すべきポイントが雑然と列挙され、関心が土壤以外にも広がっていた様子が窺える。この視点は「村柄」的な視点に近い視点といつてよいが、^③なお着眼点が単純で未整備であり、「村柄」の語自体も用いられていない。^④このような村落のランク付けへの言及は、地方書においては、『地方落穂集』や『地方凡例録』に収録された年不詳の古検地条目の引用文に含まれたものを除けば、享保十年（一七二五）の『勸農固本録』以後見られなくなり、それに代わって「村柄」への注目が専ら説かれる

という変化が生じていたといえよう。

検地に際して土壌と土地生産性だけに観察を限定せず、「村柄」的な要素に観察眼を向けなければならぬとする幕府の立場は、遅くとも一七世紀末期の検地条目の文言からも窺うことができる。

一、田畑石盛位付之義、隣村之盛相考、甲乙無之様、尤山方・野方之処は格別候間、可有其心得儀に候。尤用水・悪水の懸引、旱損・水損場、藪林之日陰・日向等迄相考位付可致之。并田畑所付明細に書付、重而地詰之名相違無之様、水帳に可記之。雖然地面之不依善惡、或は田方・畑方に多少、或は農業之外余慶有之村々は相考え、……可成入念吟味之上にて相極候事。(貞享三年(一六八六)〔寛〕)

一、田畑石盛位付之義、隣村地続近郷之様子相考、甲乙無之様可入念。山方・野方之村者可有差別、其心得尤に候。旱損・水損場、用水懸、日請等迄相考、先盛にも不構、地面に相応、并五ヶ年取平均を以取箇に不相応に無之様、……。 (元禄三年(一六九〇)〔信州高遠領検地条目〕)

石盛の決定にあたっては隣村のそれを参照すべきであるが、「山方・野方」の村は同列には扱えないこと、そして農業の諸条件と農業以外の「余慶」が言及されている。なぜ「山方・野方」の村は別に考えなくてはならないのか、これらの条目は明確には説明していないが、一般の村落と同じように見てはならないとする村落類型的な意識を窺うことはできる。右の検地条目には「村柄」の語は用いられてはいないが、一八世紀に入ると、

御取箇之儀、年々吟味有之事候得共、向後御代官共え申渡、村々之様子実事ニ相糺、立毛計ニ不限、村柄等考之、不難之年は、何程迄ニ取附可申と免附致し為差出、御勘定所え差置、年々右帳面ニ引合、其年之豊凶ニ随ひ、吟味候様ニ可被致候。……(延享四年(一七四七)〔御勘定奉行え〕)

各支配所之事、是迄年々秋中検見ニ被相越候節も、立毛之出来方等一通り見分候得は、逗留之間も無之、被致帰府候事ニ候。然処、村柄之盛衰、農業之儀は不及申、野山海川等之稼方、川除用悪水之掛引、其外盜賊博奕之防等、其国風・人氣等勘弁いたし、其地

之治方心を尽し可被申事勿論之儀にて、畢竟御取箇附之儀も右之趣に随ひ、其村々の当之高下可有之事ニ付、……。〔寛政元年（一七八九）「御代官え申渡」〕

として、毎年貢租額査定において立毛ばかりでなく「村柄」を、そして「野山海川」の「稼」を考慮せよとする法令を見いだすことができる。このように地方役人の眼を農業以外の要素、とりわけ金銭収入へと導いていく文脈のなかで村落類型が意識された原因は、山・野・海の「稼」への着目そのものであったと考えざるをえない。

3 貢租額操作における「村柄」と稼

ここで、地方書として「村柄」の語を最も早く用いた松江藩の岩崎左久治『田法記』が、村落の類型をどのように意識していたかを見てみたい。「民治問答之事」の項に、

一、或人之曰、国府に近き山辺は炭薪竹萱等取、売買の利を知り、海辺は漁并塩を焼、里方之民は田畑之地にのみる米穀之外は何のかかわりもなく世のいとなみを送るに、一国平均の利はなき也と云。答曰、里方之田地を作る民も、人夫種手間作料を考へ引除、其余れるを君に納る。大道筋の村里は公用しげき役目を勤め君に納め、取の内を引免も有り。府城近き浦山之在所は、炭薪竹木魚塩にて、売買の利はひを知る金銀米銭の高に應じて、米に直して其十ヶ一、廿ヶ一を秋の取に加へて君に納る時は、一国平均之理なりといふ。〔四六〇頁〕

として「山辺」・「海辺」・「里方」の三者が対比される件がある。ここでは、藩内の生業に地域差が大きく、これを同一の貢租法で取り扱うことの不条理を解消する方法が模索されている。いうまでもなく近世の貢租法は、農業以外の収益に対して小物成・運上などを賦課していたわけであるが、その多くは固定額または固定した税率に縛られ、支配領域内の様々な生業のあり方に柔軟に対応できる体制であったとは言いがたい。ここで『田法記』が提示した解答は、実収入に応じた所得的な性質を持った貢租法であるが、この方法に見合った新たな貢租法を案出するならば、幕藩体制の基調である石

高制を大きく変更することになるだろう。現実に実行可能であったのは、石高制の範囲内での貢租額の操作であり、「村柄」を反映させた石盛設定と免（取箇）の操作である^⑨。

その可否をめぐる叙述が、享保期の幕府勘定吟味役・辻守参の『地方要集録』（寛保元年（一七四一）写）に見られる。前節に引用したように本書は、「再検候而ハ村方之様子ニ寄、山方・里方・海辺・町場、其外之田畑作候米穀之外、徳用有之物作り候場所等品々之考を以て、坪刈粃之積之外ニ石盛高く附候勘弁有之候」と述べているが、実はこの箇所は地方行政に関するある問いに答えた書付の控えであり、その前段として次のような文言がある。

理屈を以申候へ者、元来検地之石盛極候時、上田耆歩之坪刈粃壹升可有之地所ハ、三百歩之耆反ニ而粃三石取候積りを以て、米五合摺ニメ、有米壹石五斗を拾五之石盛ニ而極候。然者有米之五分ハ七斗五升ニ而候間、是を根取ニ致し、七斗五升ハたやすく可被取箇ニ而候間、是を定格之根取ニ立、御取箇之元ニ可仕義と申勘定相之理屈者一筋立候事之積ニ候へ共、如是ニ取候義難成候故、理屈取ニ而ハ百姓困窮ニ成候。石盛極候元ハ先坪刈粃之積ニ而候へども、一概左様ニ而ハ百姓甚困窮ニ成候。〔五七九―五八〇頁〕

「理屈」から言えば石盛は、検地で坪刈して収穫量を計量し、斗代を決め、それによって算出するわけだが、それは「理屈取」であり、「理屈取ニ而ハ百姓困窮」になると言う。だから再検地の際には「村方之様子」・「山方・里方・海辺・町場」の違い、そして商品作物の状況を意識すべきだ、という指摘が成されることになる。本書はまた、別の知行所の検地に關して、次のような助言を行ったことを記録している。

取箇之儀、急ニ法式を改候而取増候了箇、当分一兩年ハ何分ニも成事ニ候へ共、是又長久之法ニ而無之候。取箇ハ坪刈を以て取致、理屈取・色取・毛揃取・合毛取など、品々漸有之候得共、検地さへ平直ニ成候得バ、取箇ハひとりでニ埒能成事ニ候。畢竟取箇ハ考之一字ニ而取候義ニ而、村方より仕置百姓平常之渡世之暮方、山方・里方村柄之様子をもつて取箇付候義と、百姓之心屈候得バ困窮ニ成候故、心之離れ不申様ニさへ取扱候へ者、少之取箇ハ高く候而も、中々困窮不致事ニ候。此勘弁甚巧者ニ入事ニ候。邪心ニ少々地方存候と申ハ、却而素人ニ者劣り申事ニ候。〔五八八―五八九頁〕

この言明は、享保前後に代官と幕府勘定吟味役を経験した官僚の見解を示すものとして貴重である。検地さえ確かであれば、年々の貢租額はひとりでに決まるのであり、それは百姓の渡世と「山方・里方」といった「村柄」の様子を考えるしかないのだと言う。そのためには、地方役人には「村柄」を把握し、判断する高い能力が要請されることになる。現実には地方役人によってその能力が不十分であることが暗示されてはいるが、斗代と村高という石高制の根本には何ら手を加えることなく、実質的な貢租額の操作によって、農地以外から生み出された収入を貢租に吸収することを推奨するのが、著者辻守参の本意であったことが読みとれる。

辻守参が示した「理屈取」に対する批判は、後の地方書にも一定の影響を与えたとみられ、例えば『算法地方指南』（天保七年（一八三六）刊）に、

田方検見之事取箇は古検・新検、地広・地詰り、其村の作外のかせぎ、山林・海辺・市場に吟味を尽して、取箇を付け極めること、理屈取にならぬ様に正理を以て、順路を施して困窮に及ばぬ様に取箇を附る事、役人の肝要大切のことなり。〔二二頁〕

との文言がみえ、これと同文の記述が天保一四年（一八四二）の『増補田園類説』〔一八頁〕にもみえる。また一方、この立場を部分的に批判する地方書もみられた。真壁用秀の『地理細論集』（宝暦九年（一七五九））は、『地方要集録』を何箇所も引用して批判しているが、先に掲げた箇所に対しては、「予曰、本文に云石盛粃より出しものとも難極との思ひ入、亦盛衰を考、見込を以極しなど、いふ事、当ものなし」〔一〇四頁〕と述べ、綿作の場合を例にとつて、収穫を米に換算して石盛とする方法を示し、金銭収入は曖昧に推定されるべきでなく、数学的に算出しうるものであることを示している。地方役人の「見込」によって貢租額を操作しようとする『地方要集録』の立場に対して、『地理細論集』は石盛はそれなりに手続きを経て算定されるべきものだという原則論を主張していることになる^⑩。

このような批判があつたにせよ、すでに見たように、一七世紀末以降の地方書、とりわけ幕府地方役人の手になる地方書においては、農地以外からの金銭収入に対する関心が動かし難いものとなっていた。むしろ『地理細論集』の立場は、

そのような傾向に警告を発する少数派であったといえる。そこで次節では、一八世紀以降の地方書が「山方」の経済力をどのように類型化し、位置づけてみせたのか、またそれに対してどのような批判があったのかを検討したい。

4 「山方」における農業と稼

惣て国土に田地の能所は山林なく、田地悪敷所ニハ山林多物と知るへし。山家は田地すくなしといへと山かせぎにて世を渡り、海辺は田地なしといへと海かせぎにて世を渡ル。〔七二頁〕（田中休愚『民間省要』（享保六年（一七二一））

男女かせぎ有なしを知、其村へ金銀入候積など考べし。かせぎなくして作斗りを以て妻子下人等をもはごくむ所は、取ケに用捨なくしては百姓つゝかず。かせぎ専らに過る所は其家職の仕合せへよく候得ば、年貢高めしても不痛。家職の仕合せよく候得ば、年貢下免にても迷惑する也。たとへば蠶飼をし絹紬を織、麻をうみ、布木綿を織、紙をすき、或は山かせぎ・浦稼、其外さまざま有。左様成所は、田地はすくなく人数多きもの也。然るゆへ所に作たるものは皆喰尽し、他所より穀物を買入るゆへ、世間の米相場下直なればくつろぎ、高直なれば難儀する也。〔二五二―三頁〕（神尾包嵩『四民格致重宝記』（宝暦三年（一七五三）序）

「山方」における山稼に触れた地方書は多い。右二例は一八世紀の比較的早い時期の例を選んだものだが、後者『四民格致重宝記』が示すように様々な稼ぎがあるなかで、「山稼」はその一つに過ぎなかった。^⑪しかし前者『民間省要』が簡潔に記したように、「山稼」と「浦稼」に限っては、稼の代表例として対句的に対置されることも多かった。^⑫ここで漁村と対比される山稼の村としての山村像は、いわゆる「慶安御触書」にも表現されていた通りである。

様々な村落のなかから「稼」の村を特別視するように類型化する姿勢は、享保以降繰り返し出されたいわゆる「新規商売停止令」にも端的に表れている。

一、浦方・山方かせぎ事ハ格別、其外之在々有来候物之外、諸商売停止之事。（享保六年（一七二一）「寛」^⑬）

一、惣而百姓農業を粗略ニ致し、商売事に懸り候儀、可停止候。但、年久敷商売事仕来候ものハ、其通りニ而、自今新規ニ商売事

不可致、耕作専一可入精事。／但、山方ニ而材木炭薪等、海辺ニ漁獵等致し、右品々ハ新規ニ商売之事可為格別事。（享保七年（一七二二）「百姓新規家作并新規商売停止其外之儀御書付」^⑭）

「新規商売停止令」は近世農政史研究において繰り返し注目されてきた条文であるが、ここでは深谷克己^⑮の端的な指摘を確認しておきたい。それは、百姓を「耕作専一（農耕専一）」の年貢の民として位置づけようとする幕藩権力のあり方が、他の稼を本業たる農業から外れた「農業の外」・「農隙」・「農間」・「作間」の「余業」・「余稼」とみなす結果になっていたとの指摘である。このような価値観を背景にして、百姓を「耕作専一」に回帰させることを意図した法令の一つとして、右の「新規商売停止令」は位置づけられることになる。この指摘を踏まえるならば、農業中心主義的な政策のなかで、「山方」・「浦方（海辺）」は新規の稼を許容された例外として、「新規商売停止令」のなかで付言されていたことになる。そこに、稼なしでは成り立たない「山方」と「浦方（海辺）」の現状を追認しようとする動きのみを見いだすとすれば一面的であろう。前節まで確認してきたように、「村柄」把握と関連した貢租額操作の動きは、ちょうど享保期を挟む一七世紀後半から一八世紀前半にかけて、幕府において徐々に明瞭となっていた。この動向との関連を考えると、ならば、「耕作専一」を推奨すべき「里方」の村とは別個に、貢租負担の基盤となる稼を奨励すべき村落として「山方」と「浦方」を位置づけようとする視点を、その背後に見いだす必要がある。またその際、「野方」や「川辺」や「町場」といった他の村落類型については、法令における明確な位置づけに乏しいことにも注意しておきたい。言い換えれば、稼ぎの村として「里方」に對置される類型は「山方」と「浦方」に限定され、「里方」・「山方」・「浦方」の三類型がより強く對置される構図が認められるのである。

このような「山方」と「浦方」に對する「稼の村方」という類型化に関しては、その弊害についても言及が成されるようになる。その例を、ちょうど「新規商売停止令」と同じ時期に作成された鹿峰田理『農譚藪』（享保七年（一七二二）序）から見ておきたい。本書は、著者の実体は不詳ではあるが、特定の藩でのみ通用する内容ではなく、汎用性が高い内容と

なっており、左の内容もこの時期の地方役人が抱いていた考え方の一典型として受け取ってもよいだろう。

山に村居する所にて山の利を得事ならざる村も有へし。或は川に添民居にして用水の利を得事ならぬ村も有へし。故に郡吏たる者、深く察し、其利用偏倚ならしむへからず。……都て海浜にて漁網の業をなす事不能、河辺にて其利用を得る事不能、原野にて其村に属せる野なくして芻刈探る事不能、山に有村里の山の利用を得ることあたはず、則不利多して必百姓疲困すへし。常に租税をうすくして補助肝要也。巡視の時委曲可吟味事也。〔三二―三三頁〕

右の引用部分の直前には、「凡郷内を巡視するに、其風土に随ひ、応不応、利不利の差別有る事を察せずんは有へからず」とあり、「村柄」的な視点を活かした貢租額操作が肯定する意見が述べられているが、それに続くこの箇所は、山地や原野に位置する村だから、あるいは河海に臨む村だからといって、必ずしも稼に恵まれているわけではないこと、そして立地条件のみの判断から不当に高い貢租額査定が為されることを警戒する指摘となっている。このことは裏を返せば、それだけ「山方」・「浦方」に対する類型的で、ある意味単純化された見方が、享保期頃の地方役人と地方書において強まりつつあったことを物語っているように。

単純な類型化がもたらすもう一つの弊害は、村落を構成する村民の生業の差異を捨象してしまう点である。そのことを警告した早い例は、「村方之儀田畠之外ニ山働キ・海磯働キ・商売業等様々其村内にても一統ならず。仁保ノ島ニ居候ても耕作一途之百姓懸、可部辺ニ住候而も柿木不持百姓もアリ。ケ様之者共ハ其村之漁獵成来候所務を免之見込ニ値候而ハ、田畠作物ニ過分之免を受候と申物也」〔七七五頁〕とする広島藩の『芸州政基』（享保一八年（一七三三））である。この『芸州政基』の指摘は、「村柄」や「稼」の語を用いていないものの、村落ごとに類型化した見方を当てはめ、村落全体の租税額を操作することの危険を指摘した早い例として特筆される。類似の指摘を行った地方書は必ずしも多くはないが、『算法地方大成』（天保八年（一八三七）刊）が、定免吟味の際「其村山稼・漁獵等」を貢租額に反映させることを述べても、「漁獵・山稼とも其当人計りの渡世に相成、一体の百姓手掛ぬ場所もあり。一概にはなしがたき事なり。能々勘弁

の上、取箇に見込、百姓の難儀にならぬやう取計ふべし」「八三頁」としているのが目を引く。

また、「稼の村方」という位置づけは、常に全面的に推奨され、評価されていたわけではなかった。一八世紀後半の集大成的地方書を代表する『地方落穂集』（宝暦十三年（一七六三））は「山方」「浜方」の「村柄」を次のように説明する。

山方・浜方は人数多きもの故、是は村柄の目当にならず。浜方は田畑なく、只漁獵のみ渡世なり。本人数大勢入る仕業なる故、他へ出る事なく、漁獵のみを業とする渡世なり。是には風雨の変に付、一向獵のならざる日多し。滴々漁獵ありても、平日他借して今日を募す故に、中々身に付事なし。依ていづれも貧乏なり。又山方は、打ちひらきたる上田なく、山間・谷間、扱は山の内日請能所を切ひらきて作るといへ共、地面不宜ば、里方にて一反にて取る実は、五反にても取がたく、殊に折角にたんせいして仕付たる作を、猪・鹿・猿などに荒され、そこなはる、事多し……。都て、山方・浜方の人数多きは見当に不成とは、是を以ていふなり。さればケ様の所は、年貢取毛付に悉く勘弁ある事なり。山方場所広き故、内証よろしとのみ心得べからず。／＼、右の山方は内証宜といふは、山寄の村の事なり。是は後に山有之、山稼あり、前は打開き作場多く、里方同前の所なり。殊にケ様の所には、桑・漆・楮・油木とも有之。蠶飼、絹綿を仕出す。紙漉、蠟実かき、漆を出す。如此産物多く出る所は、山方にても至てよろしく、山寄なれば地面も延び、取箇も里方より低し。〔二五―一七頁〕

この件は『地方凡例録』（寛政六年（一七九四）跋）にもそのまま流用されているが、人口が多いからといって「山方」・「浜方」の「村柄」を過大評価できないことを説いているのが目に付く。その背後には、「山方」・「浜方」ともに、不安定な生業によって予想以上に多くの貧困人口が支えられているとの認識があり、「山方」の農業条件の悪さが、獣害や焼畑の収穫量、住居から畑までの移動の便にわたって詳細に論じられている。そして山稼はどちらかといえば、農業という基盤を持たないままにその日暮らしを続ける手段として描かれている。また、山稼のおかげで裕福であり、貢租負担の経済力も大きいとする「山方」のイメージは、一部の「山寄」の村であるとして、類型化された「山方」像を鵜呑みにしないことを警告している点は、前述の『農譚藪』の立場に通じる。ちょうど『地方凡例録』には無い次の一

文を付け加えて結びとしている。「何レ山カタ・浜カタ・野カタトモ一概ニハ云ヒ難シ。能々心ヲ付テムラ柄ヲ見分ベシ。上ヘヨリハ見エガタシ。ムラガラ善悪ヲミワクルモ、経済家一端トイヘリ」。すなわち、「山方」・「浜方」・「野方」とも單純に類型化できるものではなく、實際の「村柄」を見分けるのが経済の一端だと言う。

『地方落穂集』と『地方凡例録』は、「山方」と「浜方」の生業のあり方を正面から非難するには至っていないが、農業中心主義的な觀念が強く發揮された一部の地方書では、山村や漁村の貧困の原因を農業の劣位に求めていることが特筆される。

河海漁網の利、山野狩猟の益有る村里、反て困窮に至る事、是則漁獵を專にして農事に怠る故也。古代は農事の余力を以て漁獵し其利をとり、近世は漁獵の余暇に農事を成す。如斯家業を取失たるゆへに、飢饉の変有る時、他に先達て早く窮す。……河海山野の漁獵、自他の交易の商価を專に、農事に疎略して困窮せは、其制止を嚴にすへし。然れば古来より倣來る事は、新規の停止反てその村の衰微となるへし。(享保七年(一七三二)序『農譚藪』二三―一四頁)

別して山方村々へは云聞する事あり。山方は開べき田畑すくなきゆへ、山林を伐荒し、山稼第一にして三十年取続來り。只今迄山を荒し地を蕪し置たるはさんざん悪敷事なれども、農を勧る人なきゆへ、すゑずゑの百姓は作といふことをせず、日用同前の稼のみにして年月を過し來るは、是非もなき次第なり。自今は、地を持たる百姓は耕作第一にし、成るべき地面をば開発し、作間に山稼すれば、無田等のもの、稼多く成、渡世心安くたすかるなり。(元文元年(一七三六)刊『農家貫行』三四八―三四九頁)

『農譚藪』は「新規商売停止令」を念頭についての叙述とみえるが、山野河海の稼ぎを古來からのものでなく、逆に新しいものとみなした上で、農業を粗略にして困窮に至るほどの商売・稼には否定的な見方を提示している。次いで幕府代官・蓑豊昌の手になる『農家貫行』は、「山稼第一」にして耕地を荒らす状況を「悪敷事」と述べ、「耕作第一」への転換を説諭している。ここでも稼に傾倒する「山方」に否定的であり、「山方」においても「耕作第一」にしてその間に稼を行うべきだとの考えが見え隠れしている。「山方」における稼を積極的に位置づけてゆく立場に対して、同時に一方ではこの

ような視点から「山方」が把握されようとしていたことを見逃すべきではないだろう。いわば「山方」は、一般の農村とは異なり稼が奨励されるべきだとする立場と、それとは反対に「山方」においてもやはり「耕作第一」とする立場の両側から、相反する位置づけを与えられた村落類型だったと言えよう。

農業と稼を対置し、稼を農間稼として二次的な地位に置く見方は、決して近世の初頭からあったものではなく、深谷克己が指摘したように、一七世紀の「稼」は農業を含め生業のための労働一般を示す意味合いを持っていた。^⑩ 地方書においても、用例は少ないが例えば「雑穀之稼」（慶安二年（一六四九）『牧民後判』四四六頁）という語句が使われている。そのような用例に対して、一八世紀以降、「稼」が農業以外の労働、特に金銭収入を伴う生業を意味するに至った語義の変化そのものに本稿は立ち入ることはできない。しかしそこには単に諸稼の興隆が反映しているとだけ見るべきではなく、深谷が指摘したように、「耕作専一」とする価値観が、多様な生業を農業とそれ以外の「稼」とに区分し、対置させるに至った側面がある。その変化と時期を同じくして、ちょうど一七世紀から一八世紀にかけて、「村柄」の視点と村落を類型化する傾向が明確化したことは、決して無関係ではないと考えるべきだろう。

もともと「耕作専一」もしくは「耕作第一」とする価値観は、耕地の生産性に基準を置く石高制に整合的な価値観である。その石高制の枠組みは堅持しつつ、農業以外の稼を貢租額の査定に反映させようとする時、「耕作専一」の村落に対して、その例外となる村落を同時に許容し、かつその「村柄」を把握する手順を地方役人に周知させる必要に迫られることになる。近世の「山方」概念は、そのような政治経済的動向のなかで、「里方」とは異なる存在として「浦方（浜方）」等の他の村落類型とともに抽出され、幕府の地方役人や多くの地方書の編者らによって、肯定的にも否定的にも言及された類型であったといえる。それゆえ近世の村落類型観は、決して村落の側から自然発生的に生じたものではなく、地方行政の現場の立場から、「耕作専一」という特定の価値観を前提として、支配領域内の数多くの諸村の経済的差異を把握する必要上、意識されるに至ったという特色を持っていた。ただしそれは、貢租額という地方の実務に即して運用さ

れ、明確に法的な形での村落類型の構築には至らなかった。ちなみに前節で見たように、享保期の代官・勘定吟味役の手になる『地方要集録』や同時期の「新規商売停止令」をみた限りでは、この頃の幕府の地方行政において、村落類型の語彙が一般化していた印象が強い。しかし前章で確認したように、享保以前からも類似の視点や用例が散見されることを考えれば、享保改革をその画期とすべきではなく、一七世紀後半から徐々に顕在化したものと受け止めるべきだと考えられる。^⑦

① たとは、大石慎三郎『享保改革の経済政策』御茶の水書房、一九六二、一二二―一五一頁（第四章第一節）。森杉夫『近世徴租法の転換——歐引検見取法から有毛検見取法へ——』大阪府立大学紀要（人文・社会科学）十二、一九六四、一六九―一九四頁。同『近世における徴租法の転換——畿内綿作徴租法を中心として——』史林四八―一九六五、一―三九頁。

② 太閤検地の「村位別石盛」の実施基準に関しては明確な史料に恵まれておらず、状況証拠に頼った推測がなされてきた。早く千葉徳爾が土壌との関連を示唆しているのが目を引くが、松尾壽は商工業活動や旅宿の収益までが勘案されたと推測する。しかし松尾の示した事例は、単に交通・運輸条件の差が反映したものと解釈することも可能であり、また土壌に関する検討を欠いている。一七世紀の地方書・農書が土壌の評価に強い焦点を当てていたとする永井義盛の指摘を踏まえるならば、おそらく佐藤満洋が推測するように、土壌および灌漑、交通・運輸条件が「村位」に反映していたと考えるのが無難であろう。a 千葉徳爾「伊那谷の山間村落の品等と林野土壌」（『近世の山間村落』名著出版、一九八六）八二―九四頁。b 松尾壽「太閤検地の斗代について」史林五二―一、一九六九、五―一六頁。c 永井義盛「清良記」および「式墅裁」における田畑位付——近世初期農書の性格——農

村研究五四、一九八二、四五―五四頁。d 同「清良記」および「式墅裁」の田畑分類——検地との関連において——『農村研究五五、一九八二、四四―五七頁。e 二章注⑩、f 佐藤満洋「太閤検地における村位別石盛り制の研究（一）」（五）』大分県地方史五八・五九・六一・六二・六三、一九七〇―一九七二、一二―三九・二五―五〇・六九―九二・一二―四〇・一一―三〇頁。g 同「検地と土目について——永井氏の「慶安二年『検地仕様之覚』における土目」によせて——」日本歴史三九四、一九八一、四五―五三頁。

③ なお永井義盛は、宇和島藩の寛文検地を反映した「式墅裁」の「所柄」記載（村落を三または九に位付けしたもの）を土壌に関連づけたつも、『地方聞書』を援用して土壌以外の側面が反映されていた可能性にも言及している。前掲②d 永井論文。

④ 近世初期における村の位付けに際して「村柄」が勘案されたと説明されることがあるが（例えば神崎彰利「検地——縄と竿の支配——」教育社、一九八三、五三―五四頁、太閤検地の検地掟には「村柄」の語が用いられていないことに注意しておきたい（宮川満「宮川満著作集六 改訂 太閤検地論第三部——基本史料とその解説——」第一書房、一九九九、三三―四〇四頁（第三章）を参照した）。

⑤ 二章注①f『近世農政史料集江戸幕府法令』一〇六号史料、上巻九

一頁。本条文のうち冒頭の「田畑石盛位付之義、隣村之盛相考」の文言を欠き、「山方・野方之……」以下がほぼ同文の条が、延宝五年（一六七七）撰津国検地条目にすでにみえるが、本稿では文意が取りやすい真享の文例を引いた。前掲注④宮川満「太閤検地論第三部」、三三二―三三三頁。

- ⑥ 二章注①f 『近世農政史料集江戸幕府法令』一七七号史料、上巻一〇二頁。

- ⑦ 二章注①c 『御触書宝曆集成』一〇二〇号史料、三五四頁。同f 『近世農政史料集江戸幕府法令』二五八号史料。

- ⑧ 二章注①e 『御触書天保集成』四六四六号史料、下巻一四三頁。同f 『近世農政史料集江戸幕府法令』四一一号史料。

- ⑨ なお内藤正中は、『田法記』の著者岩崎左久治を、一七世紀後半の松江藩における地方制度の整備確立に貢献した人物として評価し、またこの時期に同藩において商品作物の栽培策が取られたと指摘している。内藤正中『島根県の歴史』山川出版社、一九六九、八八―九一頁。同『農作自得集・解題』（山田龍雄ほか編『日本農書全集九』農山漁村文化協会、一九七八）二三八―三三五頁。

- ⑩ さらに『地理細論集』は、『地方要集録』が「惣而田畑取箇ニ算法と云事無之儀ニ候。畢竟地方巧者ニ而毛見検分之上、田案之巧者を以て取箇附致し候外無之事ニ候」〔五七四頁〕と述べることに對して、次のような反論を記している。「地面巧者にて思案考の功といふ事、道理は至極尤成れども、初心のものを愚敗心得ては、諸事自分計の了簡に落て、其流終にしたしきになり、十人は十色、百人は百色にて、世話のいはゆる寄合世帯といふものに成りて、云伝へ教へ習も惣て廃するに至て、初学それはを思ひといふのみ」〔九九頁〕 結局のところ、巧者が思案をして貢租額を査定するというのは、万人に出来ることで

はなく、本来の算定法をないがしろにすれば無秩序・無原則に陥る危険があるのだ、との趣旨であろう。佐藤信淵の『農政本論』（天保三年（一八三二））もこの『地理細論集』の見解に同意し、「其儘なる当り物もなく、唯其形貌の繁昌なる等を見込に、実利の有無多少を審に算当せず、推量のみにて石盛を極るを無証付と名て、甚だ禁すべきことなり」〔八四頁〕と言う。

- ⑪ 近世の多様な稼のあり方については、深谷克己・川鍋定男『江戸時代の諸稼ぎ——地域経済と農家経営——』農山漁村文化協会、一九八八。

- ⑫ 幕末の儒医が地方の心得を随筆風にまとめた『滄浪夜話』には、「山林の民」と「海浜の民」を対照的に並べた部分があり、山村像と漁村像が対置された好例としてみれば興味深い。「山林の民は田畑すくなければ、薪を樵り、炭を焼、藥種・山菜・野菜・木茸等を取て耕に代べし。深山には大工・柚・木挽・板片等を入て、其業を為さしめ、極深山にて材木里へ出しがたき所は、其材木性を察して、器財を作り出す時は、手輕くなりて出し易し。また深山谷間閑たる所は、小麦・蕎麦を作らしめて、蕎麦切・干饅饅・素麴・干菓子之類を其所にて製せしめ、里へ出せば出し安し。又獵師をして其鳥獸をとらしむべし。国主心を用ゆれば、天地の間に業のならぬ所はなしと聞けり。／又海浜の民は舟長・水主・楫取となり、他国へ交易の物を運漕し、又は海草を採り塩を焼、網舟釣舟にて魚の大小強弱に隨て、器を製して漁獵をなし、海女となりて貝類を採らしめ、各其地力を尽して天地の賜を空うすべからず」〔二九頁〕

- ⑬ 二章注①b 『御触書寛保集成』一三四三号史料、七二二頁。同f 『近世農政史料集江戸幕府法令』一六八号史料。

- ⑭ 二章注①f 『近世農政史料集江戸幕府法令』一八〇号史料、上巻一

六五―六頁。

⑮ 深谷克己『百姓成立』塙書房、一九九三、一六八―一七四頁。

⑯ 前掲⑪、二五頁。

⑰ 敢えて時期を特定するとすれば、幕府領における寛文・延宝の再檢地がきっかけであった可能性に思い当たるが、その点は後考にゆだねることとしたい。

五 おわりに

近世の村落類型観は、近代以降のそれとは異なった性格をもっていた。今簡単にその流れを整理しなおせば、一七世紀後半より、貢租額の操作に際して商品作物や農業以外の稼を取り込む動きが、主として幕府と一部の藩に強まり、地方役人や地方書の編著者の間で、「村柄」観察時に留意すべき様々な村落類型が意識されるに至った。そのなかで「耕作専一」でない村落類型、とりわけ「山方」は、一方では「稼」を肯定されながら、一方ではそれを否定的に捉えられており、地方行政のなかで決して一貫した位置づけを与えられていたとは言えない。その意味で近世の地方行政における村落の類型化は、「里方」を標準的な類型として中心に据え、地方役人が特に「村柄」に注意すべき二次的な類型として他の諸類型、とりわけ「山方」と「浦方（浜方）」を位置づける構図をもっていたと言える。

本稿は地方書の活用を目論見たが、残念ながら右の整理は、あくまで素描に止まっていることは否定できない。その最大の理由は、一七世紀の地方書が量的に少なく、一七世紀後半の動向を十分に掴むには至らなかったことである。また、地方書総体の史料批判に踏み込めないことも、詳細な実証を行う障害となっている。加えて、予想のほか漁村に対する地方書の言及が少ないことが、「浜方」・「浦方」の分析に踏み込みにくい原因となった。今後地方書の史料批判にいつその関心が集まり、また地方書以外の史料、特に地方役人の手になる地方行政の一次史料を用いた検討が成されることで、本稿の想定を詳細に再検討しうる条件が整うことを期待したい。

最後に課題を述べて結びとしたい。第一章で触れたように村落類型とは単なる用語の問題ではなく、支配領域を俯瞰す

る立場からみた村落像という性質を帯びている。そのことを指摘するのは容易であるが、特定の立場から村落類型を抽出して分類する視点から自由になるのは、思いのほか難しい。近世史研究のガイドブックや近世歴史地理学の教科書には、「山村」と「漁村」の項が立てられていることが多い。筆者自身もこれまで、「山村」の語に科学的・客観的概念規定にはなじまない性格を感じつつも、概念の定義を略して幾度となく用いてきた。山村や漁村を類型化して捉えようとする現在の研究者側の目論見が、実際の史料分析のなかで根底から覆されることが無かったからこそ、村落類型概念もまた成立しているわけであるが、そこには近代以後の村落三類型を近世以前に無自覚に投影している側面がなかったとは言えないだろう。

そこで、近世の村落類型観と近代のそれとの繋がりが問題となる。左に掲げるのは、いわゆる「慶安の御触書」が明治期に漢文調に「翻訳」されたものである。

其二七、山村・水郷ハ、共ニ各々余業ニ勉力シ、毎日懈弛ナク営業セヨ。而シテ風雨・疾病時ニ営業ヲ廃セザルヲ得ズ。故ニ余業ノ獲利ヲ濫消スル勿レ。其二八、山村・水郷ハ、自カラ戸口繁庶ニシテ、意外ノ巨利ヲ占取ス可ク、山村ハ則チ薪柴・木材ヲ輪売シ、或ハ柑子ノ属ヲ販売シ、水郷ハ則チ食塩ヲ製造シ、或ハ鱗介ヲ漁獲スルガ如キ、其産物多キカ為メ、常ニ産業ニ乏シカラズト為シ、竟ニ将来ヲ遠慮セズ、随テ得レバ産ジ、一タビ凶年・饑歳ニ値フ有ラバ、輒チ其難苦反テ郊居ノ民ニ倍徙シ、餓死最モ多シト聞ク。常ニ凶歉ノ困苦ヲ遺忘スル勿レ。^①

「山方」はやはり「山村」に置き換えられているが、「浦方」は「水郷」となっている。「漁村」の語が「翻訳」に際して考慮されたかどうかは定かではないが、いずれにしても、江戸幕府の農政を継承する立場にあった明治政府が、近世期の村落類型観から全く自由であったとは思にくい。ただ、「野方」が村落類型としては生き残れなかったことは確かであり、近世の村落類型観が単純に継承されたわけでもないだろう。一九世紀以降の村落類型観の変遷について筆者は何ら言及する用意がないが、「農村」を村落類型の筆頭に置く判断は、「農村」を標準的村落像とし、「山村」・「漁村」には別の

役割を与えようとする点で、近代に継承されたことは疑いないだろう。そして、ちょうど右の御触書の翻訳において「かせぎ」が「余業」と翻訳されている所をみれば、農業と農業以外の稼を分離する視点もまた、明治に受け継がれたと想像されるのである。問題関心を同じくする方のご教示をお願いしたい。

① 大蔵省編『徳川理財会要』（滝本誠一編『日本経済叢書』三六、日

本経済叢書刊行会、一九二七）一九二頁。原著は一八八三年刊。

「謝辞」人文地理学会第三二七回例会（一九九八年十二月）、名古屋歴史科学研究会例会（二〇〇〇年三月）、および名古屋地理学会例会（同

年六月）では、本稿の骨子を報告する機会を与えられ、池谷和信（国立

民族学博物館）・神谷智（名古屋大学）をはじめとする諸先学から有益な助言を賜りました。また本研究には、一九九八年度文部省科学研究費補助金（特別研究奨励費）を使用しました。末筆ながらあつく御礼申し上げます。

（愛知県立大学文学部講師

Locational Classification of Villages
by the Civil Administrators of Early Modern Japan

by

KOMEIE Taisaku

Japanese politicians, social scientists, and schoolteachers have used a triadic model of villages to classify settlements by their location and economy: rural villages in plain land(nô-son), mountain villages(san-son), and fishing villages(gyo-son). Their custom to distinguish these three types of villages, which has had a strong influence on the Japanese way of seeing rural settlements or the countryside area, takes its origin in the civil administration in the seventeenth and eighteenth centuries. Reading jikata-sho or the handbooks for government officials written by administrators in the Tokugawa shogunate and some domains, the author illustrates how and why they came to use the concept of village type. The handbooks of the eighteenth century, mostly written by the Tokugawa officials, demanded that they themselves observe the geographical condition of each village in order to assess its annual tax. These administrators had to recognize some economic distinction between a paddy village in alluvial plain(sato-gata) and other special types of non-agricultural economies: such as mountain villages dependent on forestry(yama-gata) and fishing villages at seaside(ura/hama-gata). Ultimately, the paper demonstrates how this agro-centric view differentiated between, and thereby classified, villages into one standard type and other secondary or peripheral ones.